

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた被保険者等に係る新潟県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（令和2年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月30日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



第2条第1号中「まで、」の次に「令和元年度相当分及び」を加える。

第4条及び第5条第1項中「及び」を「並びに」に改め、「到来する」の次に「令和元年度相当分及び」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。